

直投型ディスポーザーの制度について(令和元年12月)

○ 直投型ディスポーザーの設置を認めている23団体に対して、①装置の制度上の位置付け、②維持管理基準、③性能指標の3点を調査。

① 21団体が**下水道条例、規則、要綱**で装置の設置を規定。

② **設置等の確認申請**を22団体で実施。また、**要綱**等において、**装置の維持管理に関する使用者の責務・遵守事項**を9団体が規定。

なお、18団体が直投型ディスポーザーを下水道条例・同規則・要綱等で排水設備として規定^{※1}。

③ 設置可能な機種(基準)は、日本下水道協会の定めた性能基準(案)^{※2}のシステム構成のうち、ディスポーザ部の基準を引用して、各下水道管理者が基準として規定。

①制度上の位置付け

根拠		回答数	
規定あり	条例・規則・要綱	1	21
	条例・規則	13	
	要綱	7	
規定なし			2

②維持管理基準

黒部市ディスポーザー設置要綱(平成22年黒部市告示第10号)

第4条

(使用者の責務)

ディスポーザーの使用者は、ディスポーザー機器の性能保持のため、1年に1回以上、維持管理業者の保守点検を受けるよう努めなければならない。

③性能指標

基準	回答数
性能基準 ^{※2} 等に適合	22
電気用品安全法に適合	1

※1: 標準下水道条例では、直投型ディスポーザーは規定されていない。

※2: 「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(公社)日本下水道協会(平成25年3月)